

I 業務の内容等

1 業務内容

[畜産関係業務]

(1) 畜産物の価格安定業務

① 指定乳製品等（バター、脱脂粉乳等）の輸入、売渡し及び保管

ア 指定乳製品の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがある場合には、農林水産大臣の承認を受けて、指定乳製品等の輸入を行う。

イ また、ガット・ウルグアイラウンド農業合意に基づき、指定乳製品等について、生乳換算で約14万トン、毎年度恒常的に輸入する。

ウ 指定乳製品の価格を安定させるため、指定乳製品の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合には、農林水産大臣の承認を受けて、その保管する指定乳製品等の売渡しを行う。

エ 指定乳製品の消費の安定に資することを旨として、農林水産大臣が指示する方針により、その保管する指定乳製品等の売渡しを行う。

オ これらに加えて、同合意に基づく関税化に伴って開始された民間輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻しを行う。

② 指定食肉（国産牛肉及び国産豚肉）の買入れ、売渡し及び保管

指定食肉の価格を安定させるため、卸売価格が安定基準価格を下回って低落し又は低落するおそれがある場合には、指定食肉の買入れを行い、安定上位価格を超えて騰貴し又は騰貴するおそれがある場合は、保管中の指定食肉の売渡しを行う。

③ 指定乳製品、指定食肉等の調整保管に対する助成

指定乳製品、指定食肉、鶏卵等の価格を安定させるため、その価格が著しく低落し又は低落するおそれがある場合に、生産者団体が価格の回復又は維持を目的として、農林水産大臣の認定を受けて調整保管を実施したときは、その経費について助成を行う。

なお、機動的な対応ができる指定助成対象事業を活用して、生産者団体のほか加工業者等の団体が行う調整保管に対する助成も併せて行う。

(2) 債務保証業務

乳業者等の経営に必要な資金の調達を円滑にするために、債務保証業務を行う。

(3) 畜産助成業務

① 学校給食用牛乳供給事業に対する補助

酪農の健全な発達を図るとともに、幼児・児童及び生徒の体位・体力の向上に資するため、国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業について、当該事業に要する経費につき補助を行う。

② 指定助成対象事業に対する補助等

ア 指定助成対象事業は、主要な畜産物の流通の合理化、畜産経営又は技術の指導、肉用牛の生産合理化等畜産振興に資するための事業であり、これらの事業について補助等を行う。

イ 指定助成対象事業は、基本的には①国が行っている基本政策に係る事業を補完し円滑化するもの、②畜産をめぐる諸情勢の変化に伴う緊急的なもの、③国が直接実施する補助事業としてはなじみ難いもので国が必要とする事業を行う。

(4) 加工原料乳生産者補給交付金の交付業務

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の定めるところに従い、加工原料乳の生産者に対して、指定生乳生産者団体を通じ、農林水産大臣が定める補給金単価に基づき生産者補給金の交付を行う。

(5) 肉用子牛生産者補給交付金等の交付業務

牛肉の輸入自由化が肉用子牛の価格等に及ぼす影響に対処して、肉用子牛生産と肉用牛経営の安定を図ることを目的として、肉用子牛生産安定等特別措置法の定めるところに従い、肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、肉用子牛の生産者に対し生産者補給金を交付するため、都道府県肉用子牛価格安定基金協会に対し生産者補給交付金及び生産者積立助成金の交付を行う。

[蚕糸関係業務]

(6) 生糸の輸入調整に関する業務

① 生糸の輸入に係る調整業務

ア 農林水産大臣の承認を受けて生糸の輸入を行うとともに、国内において製造された生糸の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合には、その保有する生糸の売渡しを行う。

イ 輸入申告に係る生糸の買入・売戻業務

農畜産業振興事業団（以下「事業団」という。）以外の者が生糸を輸入する場合に、当該生糸を輸入申告の前に事業団が買い入れ、当該生糸をその者に売り戻す際に関税相当量の一部（売買差額）の徴収を行う。

② 新規用途等生糸売渡業務

生糸需要の拡大を図るため、事業団が保有する生糸を新規の用途の開発等に充てるための売渡しを行う。

③ 生糸特別売渡業務

事業団が保有する生糸のうち、一定期間を超えるものについて、生糸の時価に悪影響を及ぼさない範囲内で売渡しを行う。

(7) 生糸短期保管業務

生糸の流通の円滑化を図るため、前記各業務の遂行に支障のない範囲内で、売戻約定期間を180日とする生糸の買入れ、売戻しを行う。

(8) 繭糸生産流通合理化等助成業務

繭又は生糸の生産又は流通の合理化を図るための事業その他蚕糸業の振興に資するための事業について補助等を行う。

[砂糖関係業務]

(9) 砂糖価格調整業務

① 輸入指定糖の買入・売戻業務

輸入される砂糖（輸入指定糖）の価格を調整するため、輸入申告者等からの申込みに応じ、農林水産大臣の定める価格で買入れ、同一申告者等に売戻しを行い、相手方から売買差額の徴収を行う。

また、輸入指定糖の価格に関する情報を収集するため、輸入指定糖の一部について入札を行う。

② 異性化糖等の買入・売戻業務

異性化糖（でん粉を加水分解して得られたぶどう糖液を酵素又はアルカリで異性化した果糖又はぶどう糖を主成分とする糖）及び輸入混合異性化糖と砂糖との価格調整のため、異性化糖の製造業者、輸入申告者等からの申込みに応じ、農林水産大臣の定める価格で買入れ、同一製造業者、同一輸入申告者等に売戻しを行い、相手方から売買差額の徴収を行う。

③ 国内産糖交付金の交付業務

国内産糖交付金を交付するため、国内産糖製造事業者の申請に基づき、農林水産大臣が定める交付金の単価で交付金の交付を行う。（この交付金の財源は、国からの交付金並びに輸入糖及び異性化糖等の徴収調整金を充当している。）

また、国内産原料糖（てん菜原料糖、甘しゅ糖）の価格に関する情報を収集する

ため、国内産原料糖の一部について入札を行う。

(10) 砂糖生産振興事業助成業務

砂糖又はてん菜若しくはさとうきびの生産又は流通の合理化を図るための事業その他砂糖及びその原料作物の生産の振興に資するための事業について補助等を行う。

[情報関係業務]

(11) 情報収集提供業務

(畜産関係)

畜産物の適切な価格形成や国内畜産経営の体質強化に結びつく情報を提供することを目的として、月報「畜産の情報」、週報「畜産物市況週報」、「海外駐在員情報」等を発行するほか、インターネットを通じた情報提供を行う。

また、畜産物の生産から消費に至るまでの現状等を理解してもらうため、ビデオ等を制作し、無料貸出を行う。

(蚕糸関係)

繭糸の適切な価格形成や蚕糸業の体質強化に結びつく情報を提供することを目的として、月報「シルク情報」等を発行するほか、インターネットを通じた情報提供を行う。

(砂糖類関係)

砂糖の適切な価格形成やてん菜・さとうきび生産農家等の体質強化に結びつく情報を提供することを目的として、月報「砂糖類情報」等を発行するほか、インターネットを通じて情報提供を行う。

また、砂糖についての正しい知識や健康との関わり、甘味資源作物及び砂糖制度等を理解してもらうため、全国主要地域で、小規模講座を行うほか、ビデオ及びパンフレットを制作し、配布を行う。

2 主たる事務所及び従たる事務所の所在地

(1) 主たる事務所の住所

東京都港区麻布台二丁目2番1号

(2) 従たる事務所の住所

① 札幌事務所

札幌市中央区北三条西7丁目1番地

② 東京事務所

東京都中央区日本橋人形町三丁目1番17号

- ③ 横浜事務所
横浜市中区相生町六丁目 1 1 3 番地
- ④ 名古屋事務所
名古屋市中区栄二丁目 9 番 2 6 号
- ⑤ 大阪事務所
大阪市西区新町一丁目 3 番 1 2 号
- ⑥ 神戸事務所
神戸市中央区北長狭通四丁目 4 番 1 8 号
- ⑦ 福岡事務所
福岡市博多区綱場町 2 番 2 号
- ⑧ 那覇事務所
那覇市松尾一丁目 1 9 番 1 号

3 資本金の状況

区 分	14 年度末 (15.3.31)	増減額	15 年度末 (15.9.30)
畜産物価格安定等勘定 (全額政府出資)	10,322,175,000 円	0 円	10,322,175,000 円
債務保証勘定	927,100,000 円	△427,100,000 円	500,000,000 円
政府出資	500,000,000 円	0 円	500,000,000 円
民間出資	427,100,000 円	△427,100,000 円	0 円
生糸輸入調整等勘定	5,483,146,820 円	△452,846,820 円	5,030,300,000 円
政府出資	5,030,300,000 円	0 円	5,030,300,000 円
民間出資	452,846,820 円	△452,846,820 円	0 円
合 計	16,732,421,820 円	△879,946,820 円	15,852,475,000 円
政府出資	15,852,475,000 円	0 円	15,852,475,000 円
民間出資	879,946,820 円	△879,946,820 円	0 円

(注) 民間出資については、独立行政法人農畜産業振興機構法附則第 2 条により持分の払い戻しを行った。

4 役員の状況 【定数：理事長1人、副理事長2人、理事15人以内、監事2人以内】

[常勤役員]

(平成15年9月30日現在)

役職名	氏名	任期		現役職就任直前経歴	記 事
		就任年月日	満了年月日		
理事長	山本 徹	14.10.1	17.9.30	林野庁長官	元林野庁長官
副理事長	米田 実	15.2.1	17.9.30	農林水産省 関東農政局長	元農林水産省 関東農政局長
	菱沼 毅	14.10.1	17.9.30	(社)家畜改良事業団 参与	元農林水産省 九州農政局長
理 事	高橋 徳一	14.10.1	16.9.30	農畜産業振興事業団 非常勤理事	元関東森林管理局 長
	和田 宗利	14.10.1	16.9.30	農林水産省 東海農政局長	元農林水産省 東海農政局長
	渡部 紀之	14.10.1	16.9.30	農畜産業振興事業団 畜産助成部長	—
	小林 宏三	14.10.1	16.9.30	農畜産業振興事業団 畜産助成部長	—
	河手 悦夫	14.10.1	16.9.30	大蔵省関東財務局長	元大蔵省 関東財務局長
	津崎 勝宏	14.10.1	16.9.30	農畜産業振興事業団 農産振興部長	—
	増田 憲文	14.10.1	16.9.30	農畜産業振興事業団 農産流通部長	—
監 事	宮下 伸造	14.10.1	16.9.30	農林水産省 大臣官房厚生課長	—

[非常勤役員]

(平成15年9月30日現在)

役職名	氏名	任期		現役職就任直前経歴	記 事
		就任年月日	満了年月日		
理 事 (非常勤)	木下 順一	14.10.1	16.9.30	現職 全国農業協同組合連合会 経営管理委員会 会長	—
	伊藤 研一	14.10.1	16.9.30	現職 日本ハム・ソーセイジ工業協同組 合 理事長	—
	木下 明文	14.10.1	16.9.30	農林水産省 東海農政局次長	元農林水産省 東海農政局次長
	中瀬 信三	14.10.1	16.9.30	現職 (社)中央畜産会 副会長	元農林水産省 近畿農政局長
	大野 晃	14.10.1	16.9.30	現職 (社)日本乳業協会 会長	—
	宮田 勇	14.10.1	16.9.30	現職 全国農業協同組合中央会 会長	—
	久野 修慈	14.10.1	16.9.30	現職 精糖工業会 会長	—
	須藤 盛夫	14.10.1	16.9.30	現職 日本製糸経営協議会 会長	—
監 事 (非常勤)	宮澤 宣夫	14.10.1	16.9.30	会計検査院 事務総長官房研修官	—

5 職員の状況

定数：177人

14年度末（平成15年3月31日）：179人

15年度上期末（平成15年9月30日）：177人（2人減）

6 事業団の沿革

行政改革の推進の一環として、特殊法人について総合的かつ全般的な見直しが行われた結果、農産物の価格安定業務の効率的な運営を図る観点から、畜産振興事業団と蚕糸砂糖類価格安定事業団を統合することが決定された。このため、第136回国会に農畜産業振興事業団法が提出され、平成8年5月に成立、公布されるとともに、同法及びこれに基づく政省令の定めるところにより平成8年10月1日に設立された。

7 理事会の開催状況

開催時期	議題
平成15年 6月23日	平成14年度の決算 平成15年度の予算 独立行政法人農畜産業振興機構中期目標(案) 及び中期計画(案)等

8 運営審議会の概要

(1) 根拠規定：農畜産業振興事業団法第24条第1項

(2) 開催状況：

運営審議会名	開催時期	議題
蚕糸部会	平成15年4月16日	平成14年度事業実施状況等
総会	平成15年6月26日	平成14年度の事業の実施状況 平成14年度の決算 平成15年度の予算等 独立行政法人農畜産業振興機構 中期目標(案)及び中期計画(案) 等

(3) 運営審議会委員一覧（平成15年9月30日現在）（五十音順）

（畜産部会）

赤塚 保	（社）日本フードサービス協会副会長
上野 千里	全国酪農業協同組合連合会代表理事会長
大野 健三	全国農業協同組合連合会常務理事
清澤 盛雄	前 （社）日本卵業協会会長
玄 洋二郎	グリコ乳業（株）代表取締役社長
佐藤 榮一	前 農林中央金庫常務理事
志澤 勝	日本養豚事業協同組合副理事長

芝田 博	全国乳業協同組合連合会会長
進藤 政広	日本食肉輸出入協会副会長
関谷 俊作	(社) 日本食肉協議会会長
高橋 勝	全国肉牛事業協同組合理事長
瀧澤 武	(社) 日本食肉加工協会副理事長
谷 美代子	日本生活協同組合連合会理事
寺内 正光	(社) 日本食肉市場卸売協会会長理事
福岡 伊三夫	全国食肉事業協同組合連合会会長
増田 淳子	ジャーナリスト
宮崎 昭	放送大学京都学習センター所長
森 敏郎	商工組合中央金庫理事
山本 文二郎	農政評論家
湯淺 慎一郎	日本乳製品卸協会会長
(蚕糸部会)	
新 尚一	日本繊維輸入組合理事
新井 昌一	JA 群馬県中央会会長・各連合会会長
清水 とき	(財) 日本きもの文化協会会長
上達 征次	(社) 全日本きもの振興会副会長
樋口 泰三	(社) 日本生糸問屋協会会長
松山 容子	大妻女子大学教授
茂木 雅雄	確氷製糸農業協同組合相談役
安光 恭一	前 日本製糸経営協議会理事
吉國 隆	(財) 大日本蚕糸会会頭理事
渡邊 隆夫	(社) 日本絹人繊維物工業会副会長
(砂糖部会)	
有田 喜一	全日本糖化工業会会長
大木 美智子	消費科学連合会会長
太田 正孝	日本甘蔗糖工業会会長
岡 常吉	全国砂糖特約店協同組合連合会会長
下浦 静平	(財) 甘味資源振興会会長
清田 安孝	(財) 日本特産農作物種苗協会理事長
高柳 康夫	日本ビート糖業協会会長
竹場 紀生	精糖工業会会長代理
長野 寛	全国砂糖代理店会会長
藤田 雅昭	日本砂糖輸出入協議会理事長
宮城 一夫	日本分蜜糖工業会会長
森本 俊一	日本スターチ・糖化工業会会長
吉田 企世子	女子栄養大学教授

和田 文雄

東京穀物商品取引所理事

9 その他

- (1) 設立根拠法：農畜産業振興事業団法（平成8年法律第53号）
- (2) 主 務 大 臣：農林水産大臣